

る。母立出で、何と能き年をとりしか、ゆかたはいかゞと云ひければ、物をもいはず、涙を袖にてのごふ許なり。其の事件のゆかたを取り出し、是は今朝程仰西寺へ参る道にて拾ひしなり。銀子も是に有りと見せければ、其の時少し色を直し、扱もくあさましき御事にて侍ふ。夜前歸りに、あまりうれしくありがたさのまゝ、五兵衛どのにはやく見せまゐらせんと道のみ急ぎ、から手にて宿へ歸り、何ともすべきやうもなく、夫婦共に夜もすがら歎きあかし参らせ候。此の上ながらも二親の御手に渡候事、せめてもの御事にて候へと、又さめくと泣きける。宗壽夫婦は今朝より心を清め置きたる事なれば、又銀子三百目取出し、都合五百目娘にとらせて、跡々より貸し置きたる金銀米錢も返済する事なかれ。皆汝等にとらすぞ。此の元手を以て彌、はげみ取續ぎ候へとて、機嫌よく相渡しける。宗壽一念發起の宜しきゆゑにや。五兵衛身代直り、する程の事仕合よく、子孫に繁昌を譲りて于今有とぞ。松本彌右衛門物語せりと。左註に云ふ。荒物屋宗壽が娘の身躰衰へたるを久しく見續ぐのみならず、又銀子を出してとらせ、跡々かした

る銀子をも不殘かれにとらせし事、希成る心躰なるべし。井澤幡龍子長秀が武士訓に、親類抔おちぶれて其の日の過しがたきあらば、朝夕の糧をわかちてなりともすくふべし。却つて人は主君の前もよくときめく時は、他人迄もしたしみ、不幸にしておちぶれぬれば、親類だにもうとく成る。況や他人をや。菅家の歌に、

あはれ我うき今までの友ぞなき
人の情は世にありしほど

侍は人の榮えたる時より、おちめになれる折からたのもしく念頭にすべし。さすがに祿につけるものは、まづしくても渴命には及ばぬなり。或は従兄弟・またいとこといへども、我が父・祖父の兄弟よりわかれたり。又祖父をして見せしめば、同じく其の子なれば、何れも差別あるべからず。范文正公語に、吾吳中宗族甚衆、於吾固有親疎也。然吾祖宗視之。則均是子孫、固無親疎也。と有る如く、假令他人なりとも常にむつまじくば、心のおよぶかぎりはすくふべしと書けり。

○山崎領

小立野は昔山崎村の地にて、山崎村は大村なりしが、追々町地と成つて、遂に村落も廢絶し、其の殘地をば山崎領と稱す。是村家なくして地所のみある故なり。然るに此の殘地も亦追々市中と成りしかど、中頃の遺稱にて今に至り上石引町の邊をば山崎領と呼べり。元祿十五年に土屋義休が撰びたる金城隆盛私記にも、山崎村古千石餘所也。利長、利常兩公時府中繁榮、村里多爲町家。山崎村之殘地、今在小立野經王寺道路。謂之山崎領。といへり。今按するに、明曆三年二月十日の日付にて利常卿の印書に、加州石川郡山崎領村一ヶ村草高四十五石、免四つ五歩。と載せられたり。右山崎領村一ヶ村とは載せ給へれど、此の頃さる村落ありたるにはあらず。山崎領とて地所のみありしを、村印書なるにより山崎領村とは載せさせられしものなり。改作所舊記に載せたる萬治四年正月上野村百姓の書付に、左の如く見わたる。

被仰付候に付、其刻山崎領高之儀者、御改作御奉行富田内藏太様御意に而、上野村百姓に被仰付候。右太右衛門儀者、今程何方に罷在申候哉、様子存知不申候。
一、窪市分善兵衛と申者、小立野に罷在、くぼ市より御地子方策配^(作)任罷有申候處に、御地子銀過分之御未進御座候に付、太右衛門と一同に追出被成、流浪仕、今程何方に居申も存知不申候。惣而窪市分と申は、御郡中之内には無御座候。
右書上申通、少も相違無御座候。以上。
萬治四年正月廿六日 上野村 九郎右衛門
上安江村 甚右衛門
武部四郎兵衛様
千秋彦兵衛様
右御帳面御書出之表、御吟味之上を以、兩村百姓共手前吟味仕候處に、書付を以申上る通、少も相違無御座候。以上。
一、五百五拾歩
田井村 五 兵衛
山崎領分